

不採択

令和3年12月2日受理		総務常任委員会	
		請 第 34 号	
件 名	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
城下広作 鎌田 聡 西 聖一 磯田 毅 岩田智子 山本伸裕			
(要 旨) 次の事項について請願する。 1 国の就学支援金制度拡充に乗じて削減された県単独予算を復活させ、熊本県における学費補助制度を拡充すること。 2 令和2年7月熊本南部豪雨、新型コロナウイルス感染症による家計急変家庭への補助制度を拡充すること。 3 「授業料減免制度」における学校負担分(20%)を撤廃し、県の直接事業にすること。 (理 由) 2010年度に始まった「高校無償化・就学支援金制度」により学費滞納と経済的理由による中退者数は年々減少傾向にある。また、私立高校への進学率が向上し、熊本県内の私立高校生の割合は全日制高校全体の36.4%(2020年度)に上っている。私学に寄せる県民の期待が大きいことはこの数字からも明らかである。 2020年度より国の就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯は実質授業料無償となった。多くの自治体では、それまで上乘せしていた県単独予算を使い、「学費補助制度の拡充」や「入学金補助の創設」をするなど前進したが、本県においては、授業料に対する学費補助制度を拡充せず、県単独予算も切り下げるという大変残念な結果となった。長年私学助成拡充・父母負担軽減を訴えてきた立場として、国の制度拡充に乗じた県単独予算の削減をしないよう再三要請してきたが、このような結果になったことは本県の私立学校に対する姿勢の表れであり大きな問題である。また、国の就学支援金は、授業料のみ対象であり、それ以外の学費(入学金、施設設備費等)には使えない。本県の施設設備費平均は年額12万4,233円で、生活保護世帯や非課税世帯であっても保護者負担として残っている。県におかれては、削減された県単独予算を早急に復活させ、学費補助制度の拡充をお願いする。 昨年7月、熊本南部を襲った豪雨は未曾有の災害となり、経済活動に大打撃を与えた。また、全国的に拡大している新型コロナウイルス感染症についても同様の影響が出ている。災害地域に実家がある生徒や家計急変家庭から私立学校に通う生徒たちについては、今年度も経済的な理由による退学や学費滞納が予想されるため、学費補助制度の拡充をお願いする。 授業料減免制度は、学費の保護者負担を軽減し、高校生が教育を受ける機会を確保することを目的とする制度であるが、いまだに減額分の5分の1(20%)は各学校の負担になっている。このような学校負担制度は全国的にも少なく、本県を含めた6県のみとなった。本県が教育県・熊本を謳うならば、学校負担制度は早急に撤廃し、県の直接事業にしてほしい。 独自の伝統やシステムに基づく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしている私立学校をさらに発展させていくためには、教育条件の維持向上を図るための経常費助成の拡充や家庭を直接支援する制度の充実が必要である。			